

一般名処方加算について

当院では処方箋には、医薬品の銘柄名ではなく一般名（成分名）を記載する取り組みを行っております。この為、保険薬局において銘柄によらず調剤ができ、柔軟な対応をすることができます。

なお、令和6年10月1日より、医療上の必要があると認められず、患者さんの希望で長期収載品（先発医薬品）を処方した場合、後発品との差額の一部が選定療養費（保険外診療費）として、患者さんの自己負担となります。

院外処方の場合は保険薬局でのお支払いになります。

入院患者さんの処方に関しては対象外です。

選定療養費は保険給付ではない為、公費負担の方も対象となります。